

平成23年3月23日

東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部への要請

東北志士の会 代表
自由民主党福島県第二選挙区支部長
郡山市防災対策アドバイザー

根 本 匠

東北地方太平洋沖地震による激甚な被害に対し、災害応急活動に総力を挙げるとともに、地域住民の生活及び経済活動が速やかに回復するよう以下の通り要請する。

現場の声を聞け！

統一地方選を延期する特例法の対象地域に郡山市を加えよ。

【経緯・要請内容】

- ・福島県においては、総務省の指定により、4月1日告示、4月10日投票の県議選と、浜通りの6市町村議選の延期が決まった。震災被害地の郡山市議会議員選挙（4月17日告示、4月24日投票）は予定通りの見通しとされる。
- ・郡山市においては、県選管に「選挙実施」が困難と、回答していたにも関わらず、対象外とされた。
- ・最前線で災害復旧という困難な業務に取り組む郡山市は、怒り心頭である。
- ・総務省の指定する条件は、「壊滅的被害を受けるなど物理的に困難な場合」とされているようであるが、次の理由により、郡山市議会議員選挙も延期すべきである。

【要請理由】

- ①今回の災害の福島県の特徴は、「地震」、「津波」、に加え「原発」による被害。津波に加え、原発問題が加わっていることが、過去の事例と全く異なる。
- ②郡山市は、原発50km圏に位置し、市の被害対策に加え、30km圏内からの受け入れ、被災者対策を行っており、選挙の延期が決定した30km圏内の市町村と線引きして区別する合理的な理由はない。
- ③更に、原発による農産物等の風評被害が広がっており、風評被害による農業・中小企業への影響等、地域経済、住民生活、住民感情に与える影響を考えると4月に選挙をやれる状況ではない。
- ④最前線で陣頭指揮にあたり、地域を誰よりも熟知している郡山市原正夫市長は、選挙実施は困難であり、延期すべきとの強い決意である。選挙が実施できるかどうかは、地元の意向を最優先にすべきであり、きめ細かな状況把握が必要である。
- ⑤地域指定は、政令に委ねられ、総務省の権限であるが、立法趣旨に鑑み、立法府は国民に負託された政治家として、政府の判断について責任を持たなければならない。

※郡山市以外の市町村においても、同様な状況が考えられる地域もあり、地域の実情に即したよりきめ細かな対応が必要である。